

---

プロジェクト **IFRS S1 号に相当する基準の開発**

項目 **レジリエンス**

---

## I. 本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
2. 本資料は、日本版 S1 基準における**レジリエンス**に関する定めについて検討することを目的としている。なお、本論点に関連する論点として、ISSB の IFRS S2 号「気候関連開示」に相当する基準（日本版 S2 基準）における気候レジリエンスに関する定めについて、審議事項 A2-2「気候レジリエンス」において検討を行っている。また、日本版 S1 基準における戦略に関するその他の論点については、審議事項 A1-2「戦略」において検討を行っている。

## II. 事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 25 項参照）。

日本版 S1 基準において、次のことを定める。

- (1) IFRS S1 号における「シナリオ分析」の定義を日本版 S1 基準に取り入れる。

「シナリオ分析」とは、不確実性のある状況の下で、将来の事象の結果の考えられる範囲を識別し、評価するためのプロセスをいう。

- (2) IFRS S1 号では定義されていないものの、「レジリエンス」について、IFRS S2 号の「気候レジリエンス」の定義を参考に、日本版 S1 基準において次のように定義する。

「レジリエンス」とは、サステナビリティ関連の不確実性に対して戦略及びビジネス・モデルを調整する企業の能力をいう。

- (3) 日本版 S1 基準において、IFRS S1 号におけるレジリエンスに関する定めを取り入れる。ただし、次のとおりとする。

- ① レジリエンスの評価は、サステナビリティ関連のリスクのみならず、機会に関連するものも対象とする。
- ② レジリエンスの評価は、報告期間ごとに実施しなければならない旨を明らかにする。ただし、レジリエンスの評価結果について、前報告期間における評価結果と大きく相違しないことが見込まれる場合は、前報告期間におけるレジリエンスの評価結果に基づき開示を行うことができることとする。

### Ⅲ. ISSB 基準の理解

4. IFRS S1 号では、レジリエンスに関して次のように定めている（和訳は事務局による仮訳。以下同じ）。なお、IFRS S1 号では「レジリエンス」という用語は定義されていない。

41 An entity shall disclose information that enables users of general purpose financial reports to understand its capacity to adjust to the uncertainties arising from sustainability-related risks. An entity shall disclose a qualitative and, if applicable, quantitative assessment of the resilience of its strategy and business model in relation to its sustainability-related risks, including information about how the assessment was carried out and its time horizon. When providing quantitative information, an entity may disclose a single amount or a range.

企業は、一般目的財務報告書の利用者が、サステナビリティ関連のリスクから生じる不確実性に対して調整するための企業の能力を理解できるようにする情報を開示しなければならない。企業は、サステナビリティ関連のリスクに関連する、戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスに関する定性的評価と、該当ある場合には定量的評価について、どのように評価を実施したのか及び時間軸に関する情報を含め、開示しなければならない。定量的情報を提供するにあたり、企業は単一の数値又は数値の範囲を開示することができる。

42 Other IFRS Sustainability Disclosure Standards may specify the type of information an entity is required to disclose about its resilience to specific sustainability-related risks and how to prepare those disclosures, including whether a scenario analysis is required.

他の「IFRS サステナビリティ開示基準」が、シナリオ分析が要求されるかどうかを含め、具体的なサステナビリティ関連のリスクに対する企業のレジリエンスに関して企業が開示することが要求される情報の種類及びそれらの開示をどのように作成するかを特定する場合がある。

5. 前項に記載のとおり、IFRS S1 号第 42 項は、企業がレジリエンスに関する開示を行うにあたり、個別のテーマ別基準によりシナリオ分析の実施が要求される場合があることを示唆している。IFRS S1 号では、「シナリオ分析」について、次のように定義している。

**scenario analysis**

A process for identifying and assessing a potential range of outcomes of future events under conditions of uncertainty.

シナリオ分析

不確実性のある状況のもとで、将来の事象の結果の考えられる範囲を識別し、評価するためのプロセス

## IV. 事務局による分析

### 公開草案に対する当委員会のコメント

6. 当委員会は、レジリエンスの評価とシナリオ分析に関して、IFRS S1 号の公開草案に対するコメントは行っていない。

### 議論のための準備：用語の定義

7. 議論のための準備として、IFRS S1 号と同様に「シナリオ分析」について、「不確実性のある状況のもとで、将来の事象の結果の考えられる範囲を識別し、評価するためのプロセス」として定義することが考えられる。
8. 一方、IFRS S1 号では「レジリエンス」という用語について定義されていない。しかし、日本版 S1 基準でレジリエンスに関する開示を要求するにあたっては、その定義を示すことが必要であると考えられる。
9. ここで、日本版 S2 基準では、IFRS S2 号の定義を基礎として、「気候レジリエンス」について「気候関連の変動、進展又は不確実性に対して戦略及びビジネス・モデル<sup>1</sup>を調整する企業の能力」と定義することが考えられる（審議事項 A2-2「気候レジリエンス」参照）。このため、日本版 S2 基準における「気候レジリエンス」の定義を基に、日本版 S1 基準における「レジリエンス」の定義を検討することが考えられる。
10. なお、審議事項 A1-2「戦略」に記載したとおり、日本版 S1 基準における戦略に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、「一般目的財務報告書の主要な利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすることにある。」とすることが提案されている。したがって、日本版 S2 基準の「気候レジリエンス」の定義内にある「戦略」は、日本版 S1 基準の「レジリエンス」の定義に置き換える際には、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を指すことになると考えられる。

---

<sup>1</sup> 審議事項 A1-2「戦略」において、「企業の戦略上の目的を達成し、当該企業にとっての価値を生み出し、結果として短期、中期及び長期にわたりキャッシュ・フローを生み出すことを目的とした、企業の活動を通じてインプットをアウトプット及び結果に変換する企業のシステム」と定義することを検討している。

11. また、「変動」及び「進展」という表現は、気候特有の表現であると考えられるため、日本版 S1 基準における「レジリエンス」の定義には含めないことが考えられる。
12. 本資料の第 7 項から第 11 項を踏まえ、日本版 S1 基準では、「レジリエンス」について「サステナビリティ関連の不確実性に対して戦略及びビジネス・モデルを調整する企業の能力」と定義することが考えられる。

### **日本版 S1 基準におけるレジリエンスに関する定め**

13. IFRS S1 号第 41 項では、主要な利用者が、サステナビリティ関連のリスクから生じる不確実性に対して調整するための企業の能力を理解できるようにする情報を開示することを要求しており、これがレジリエンスに関する開示目的に該当すると考えられる。
14. この開示目的を満たすため、IFRS S1 号第 41 項では、戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスに関する評価について開示することを要求している。評価にあたり、シナリオ分析の実施は要求されていない。この開示には、評価の方法（どのように評価を実施したのか）及び時間軸に関する情報を含めることが要求されている。また、定性的評価の開示は必須であり、定量的評価は該当ある場合に開示が求められている。なお、定量的評価を開示する場合は、単一の数値を示すこともできれば、数値の範囲を示すこともできるとされている。
15. IFRS S1 号における定めは、幅を持たせたものとなっており、企業の状況に合わせて開示する内容を柔軟に決定できるようになっていると考えられる。また、評価の方法については、IFRS S1 号において、「どのように評価を実施したのか」という以上に具体的な開示要求が定められていない。
16. IFRS S1 号に基づくレジリエンスの評価は、短期的には日常的なリスク管理プロセスを通じて、また、中期的又は長期的には、中長期的な経営計画の策定プロセスを通じて識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会に対し、企業の戦略及びビジネス・モデルの調整が必要かどうかについて評価することであり、企業の日常的な活動の中で行われていることが多いと考えられる。
17. このため、多くの場合、IFRS S1 号に基づくレジリエンスの評価に関する開示は、企業に新しく何かを行うことを要求するものではないと考えられる。例えば、識別されたサステナビリティ関連のリスクに対して、企業の戦略及びビジネス・モデルの調整が必要かどうかについて、取締役会において検討している（あるいは、過去に検討した内容について変更していない）のであれば、その旨及び内容を開示することが考えられる。

18. サステナビリティ関連財務開示に対する取組状況が企業によってさまざまである現状に鑑みると、IFRS S1 号の定めは、上述のように柔軟性を持たせた上で、企業が日常的に行っている検討の内容を開示することを要求することにより、適用の困難さが軽減されていると考えられる。このため、このような趣旨を明確にした上で、レジリエンスの評価に関する IFRS S1 号の定めを日本版 S1 基準に取り入れることが考えられる。また、本資料の第 16 項及び第 17 項に記載した説明を、日本版 S1 基準の結論の背景に記載することが考えられる。
19. なお、本資料の第 15 項に記載のとおり、IFRS S1 号における定めは、幅を持たせたものとなっているが、ISSB において、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する具体的なテーマ別基準が開発された場合には、当該基準において、IFRS S1 号の定めに加えて、当該テーマに関連した形でレジリエンスに関する具体的な定めが追加されることもあると考えられる（例えば、IFRS S2 号では、気候レジリエンスの評価に関して、IFRS S1 号よりも詳細な定めがある。）。

#### **（レジリエンスの開示対象）**

20. 本資料の第 13 項に記載したとおり、IFRS S1 号第 41 項では、「一般目的財務報告書の利用者が、サステナビリティ関連のリスクから生じる不確実性に対して調整するための企業の能力を理解できるようにする情報を開示しなければならない。」と定められており、レジリエンスに関する開示にあたって、リスクにのみ着目した開示を要求している。一方で、IFRS S2 号第 22 項では、「一般目的財務報告書の利用者が、企業が識別した気候関連のリスク及び機会を考慮した上で、気候関連の変動、進展及び不確実性に対する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスを理解できるようにする情報を開示しなければならない。」と定められており、気候レジリエンスに関する開示にあたって、リスク及び機会の双方に着目した開示を要求している（審議事項 A2-2「気候レジリエンス」参照）。
21. 本資料の第 12 項に記載したとおり、日本版 S1 基準のレジリエンスの定義を「サステナビリティ関連の不確実性に対して戦略及びビジネス・モデルを調整する企業の能力」とすることを踏まえると、レジリエンスには、企業がサステナビリティ関連のリスクに対応する能力と、サステナビリティ関連の機会に対応する能力の双方が含まれると考えられる。したがって、日本版 S1 基準では、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連するレジリエンスの評価を要求することが考えられる。

**(レジリエンス評価の報告タイミング)**

22. IFRS S1 号第 41 項では、報告期間ごとにレジリエンスの評価を実施するかどうかは必ずしも明らかにされていない。一方、IFRS S2 号 B18 項では、気候レジリエンスの評価のために行う気候関連のシナリオ分析は、最低限、企業自身の戦略サイクルに沿って行わなければならないとされているのに対し、気候レジリエンスの評価は報告期間ごとに実施しなければならないとされている。
23. サステナビリティ財務開示において報告期間ごとに気候レジリエンス以外のレジリエンスの評価を実施することは有用であることが考えられるが、気候レジリエンスの評価において、報告期間ごとに実施することを要求した上で、適用の困難さを考慮した定めを追加していることに鑑みると、気候レジリエンス以外のレジリエンスの評価について報告期間ごとに実施することを求めることとした場合には、気候レジリエンスと同様の、又はそれ以上の、適用の困難さを考慮した定めを追加することが必要になると考えられる。
24. このため、日本版 S1 基準では、報告期間ごとにレジリエンスの評価を実施しなければならない旨を明らかにしながらも、レジリエンスの評価結果について、前報告期間における評価結果と大きく相違しないことが見込まれる場合は、前報告期間におけるレジリエンスの評価結果に基づき開示を行うことができるとすることが考えられるかどうか。

**事務局による提案**

25. 日本版 S1 基準において、次のことを定めることが考えられるかどうか。

- (1) IFRS S1 号における「シナリオ分析」の定義を日本版 S1 基準に取り入れる。

「シナリオ分析」とは、不確実性のある状況の下で、将来の事象の結果の考えられる範囲を識別し、評価するためのプロセスをいう。

- (2) IFRS S1 号では定義されていないものの、「レジリエンス」について、IFRS S2 号の「気候レジリエンス」の定義を参考に、日本版 S1 基準において次のように定義する。

「レジリエンス」とは、サステナビリティ関連の不確実性に対して戦略及びビジネス・モデルを調整する企業の能力をいう。

- (3) 日本版 S1 基準において、IFRS S1 号におけるレジリエンスに関する定めを取り入れる。ただし、次のとおりとする。



- ① レジリエンスの評価は、サステナビリティ関連のリスクのみならず、機会に関連するものも対象とする。
- ② レジリエンスの評価は、報告期間ごとに実施しなければならない旨を明らかにする。ただし、レジリエンスの評価結果について、前報告期間における評価結果と大きく相違しないことが見込まれる場合は、前報告期間におけるレジリエンスの評価結果に基づき開示を行うことができることとする。

## V. 文案

26. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。文案イメージは、日本版 S1 基準の内容に関する当委員会の審議のために作成するものであり、構成等については全体の文案を作成する段階で再度検討する予定である。なお、「¶S1.X」は参考にした IFRS S1 号の項番号を示している（これは当委員会の審議のためにのみ用いるものであり、確定した日本版 S1 基準からは削除する予定である。）。

(HP では非公表)

### ディスカッション・ポイント

- ① 本資料の第 25 項に記載した事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
- ② 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上